

5/31
~6/6
禁煙週間

五月三十一日(木)から六月六日(水)は禁煙週間です。禁煙週間のテーマは「2020年、受動喫煙のない社会を目指して」です。喫煙は吸う人・吸わない人両方の健康に悪影響を与えます。保健センターでは、禁煙相談を行っています。関心のある方は保健センターに相談してください▼問合せ 保健センター ☎28・3150

個人住民税の減免制度

特別な事情により納税が困難な方は、個人住民税の減免(税額を減額・免除すること)を受けられる場合があります。提出期限後や納付後の申請は対象になりませんので、ご注意ください。

▼減免の主な対象 ①納期のある月に雇用保険法に基づく基本手当を受給されている方で前年中の総所得金額等が二百万円以下の場合②一月二日以降に死亡した方の個人住民税で前年中の総所得金額等が「二百万円+三十三万円×扶養人数」以下の場合③納期のある月に長期療養(六か月以上)を要する方で前年中の総所得金額等が二百万円以下の場合④一月一日現在、勤労学生の方(合計所得金額が六十五万円以下かつ給与所得以外の所得が十万円以下の場合)▼提出書類 申請書、納税通知書、減免を受けよう

とする事由を証明する書類▼提出期限 納期限まで▼問合せ 税務課課税係 ☎28・2434

介護保険負担限度額認定証の申請

介護保険の施設サービス、短期入所サービスなどを利用した場合、住民税非課税世帯などの方であれば、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることで、居住費(滞在費)・食費の自己負担額が軽減されます。現在、交付している認定証の有効期限は七月三十一日(火)までです。利用者には六月初旬に申請書類を送付しますので、必要事項を記入の上、保険課に提出してください▼提出期限 六月二十九日(金)▼提出先 役場一階三番窓口保険課▼問合せ 保険課高齢者・介護係 ☎28・0100

地元の野菜を学校給食へ

ご家庭で栽培された野菜を学校給食のために譲りください。地元で収穫された食材を学校給食に使用することで子どもたちの郷土

食材と使用時期

食材	1個当たりの食材の大きさ	使用時期
玉ねぎ	2Lサイズ	6月頃
とうがん	5kg程度	7月・9月頃
さつまいも	1kg程度	11月頃
大根	1kg程度	11月~2月頃

の生産物への関心と、生産者への感謝の気持ちを育みます。必要な数量など詳しくは、使用時期に給食センターへお問い合わせください。

▼問合せ 給食センター ☎28・2423

無料耐震診断の申込者募集

昭和五十六年五月三十一日以前に着工された木造住宅を対象に無料耐震診断の申込みを受け付けています。専門の診断員を派遣し、一時間程度の診断を行います。後日、結果報告書をお渡しするとともに、耐震改修を行った場合の概算工事費、一般的な補強のアドバイスをしています。受付順に診断を行いますので、お早めにお申し込みください▼申込み・問合せ 地域振興課 ☎28・2463

6/22
新給食センター建設 説明会

現在の給食センターは建設後四十年が経過し、老朽化しているため、建替えを計画しています。皆様のご意見をお聞きするため、説明会を開催します。

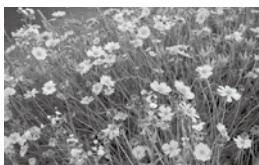
▼とき 六月二十二日(金)午後七時~

▼ところ 社会教育センター二階研修室一

▼問合せ 教育委員会事務局学校教育係 ☎28・2211

オオキンケイギクの拡散防止

五月から七月にかけて鮮やかな黄色の花を咲かせる「オオキンケイギク」は町内各地の道端や空き地でよく見かけられます。オオキンケイギクは繁殖力が非常に強く、在来種を駆逐し、辺りの景観を一変させてしまう性質があります。そのため環境省が「特定外来生物」に指定し、栽培、保管、運搬・移動などの行為が規制されています。観賞用などとして摘み取ったり、育てたりすることはできませんのでご注意ください▼問合せ 建設課土木・農政係 ☎28・0380



不法投棄は犯罪行為

ごみの不法投棄は、法律で固く禁じられており、不法投棄をした場合は、厳しく罰せられます。もし、不法投棄の現場を目撃した場合は、車のナンバーなどの特徴を西枇杷島警察署(☎052・501・0110)か町に連絡してください。

また、ごみを捨てられない環境づくりとして、不法投棄禁止看板を役場窓口にて配布しています。ご希望の方はお問い合わせください▼問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916